

小川町地域クラブ活動実施要綱

（ 令和 7 年 7 月 2 8 日 ）
（ 教委 告示 第 1 0 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この告示は、小川町の中学生在が将来にわたり地域の実情に応じて、スポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、休日の地域クラブ活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校部活動 中学校において、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動をいう。
- (2) 地域クラブ活動 社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 条に規定する社会教育、スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）に規定するスポーツ及び文化芸術基本法（平成 1 3 年法律第 1 4 8 号）に規定する文化芸術に係る活動であって、中学校並びにスポーツ協会、文化協会及びスポーツ少年団、その他地域の多様な活動団体が連携して行う活動をいう。
- (3) スポーツ指導者 地域クラブ活動において、スポーツの技術的な指導等を行う者をいう。
- (4) 文化芸術指導者 地域クラブ活動において、文化芸術の技術的な指導等を行う者をいう。

（運営団体及び実施主体団体の登録）

第 3 条 地域クラブ活動運営団体・実施主体団体（以下「運営団体等」という。）は、地域クラブ活動団体登録届出書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、小川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

- (1) 会則、規則その他の運営団体等の概要が分かる書類
- (2) 構成員の名簿
- (3) 加入する生徒の名簿
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による届出をした運営団体等が次の各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、当該運営団体等を地域クラブ活動団体登録簿（様式第 2 号）に登録し、地域クラブ活動団体登録通知書（様式第

3号)により運営団体等に通知するものとする。

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により活動を行っていること。
- (2) 加入する生徒が在籍する中学校並びに加入する生徒及びその保護者との連携と協力が図られていること。
- (3) 小川町立中学校に係る部活動の方針に準じた活動を行っていること。

3 前項の規定により登録された運営団体等は、第1項の規定により届け出た内容に変更があったときは、地域クラブ活動団体登録変更届出書(様式第4号)に必要な書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

4 運営団体等は、地域クラブ活動を行わなくなったときは、地域クラブ活動団体登録廃止届出書(様式第5号)を教育委員会に届け出なければならない。

5 教育委員会は、運営団体等が第2項に掲げる要件のいずれかを満たさないと認めるとき及び運営団体等から前項の規定による届出があったときは、当該登録団体の登録を取り消し、地域クラブ活動団体登録廃止通知書(様式第6号)により運営団体等に通知するものとする。

(コーディネーターの配置)

第4条 教育委員会は、事業を円滑かつ効率的に実施するため、コーディネーターを配置するものとする。ただし、コーディネーターが配置されるまでは、教育委員会の職員が兼ねるものとする。

2 コーディネーターは、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事業の全体的な調整、運用、管理に関すること。
- (2) 指導者の確保に関すること。
- (3) 各中学校との連絡調整に関すること。
- (4) 会計事務に関すること。
- (5) 学校施設及び物品の借用管理、使用管理に関すること。
- (6) 指導者の勤怠管理及び指導状況等の確認に関すること。
- (7) 地域クラブ活動中における事故対応に関すること。
- (8) 地域クラブ活動報告書の確認に関すること。
- (9) その他、地域クラブ活動の円滑な運営に関すること。

(スポーツ指導者及び文化芸術指導者の委嘱及び登録)

第5条 スポーツ指導者及び文化芸術指導者(以下「指導者」という。)は、運営団体等から推薦された者であって、小川町地域クラブ活動指導者に関する要綱

(令和7年教委告示第11号)第3条に掲げる要件のいずれも満たすもののうちから教育委員会が委嘱する。

2 運営団体等は、前項の規定により指導者を推薦しようとするときは、スポーツ指導者及び文化芸術指導者推薦書(様式第7号)に履歴書を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による委嘱をした指導者をスポーツ指導者及び文化芸術指導者登録簿(様式第8号)に登録し、スポーツ指導者及び文化芸術指導者登録通知書(様式第9号)により運営団体等に通知するものとする。

(指導者の責務)

第6条 指導者は、地域クラブ活動において、いじめや暴力行為等の事案が発生したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに運営団体等に報告しなければならない。

2 指導者は、地域クラブ活動において、事故が発生したときは、応急手当、救急車の要請及び医療機関への搬送等を行い、コーディネーターに報告しなければならない。

(コーディネーターの責務)

第7条 前条の規定による報告を受けたコーディネーターは、当該情報を速やかに加入する生徒が在籍する中学校に報告しなければならない。

(指導者の遵守事項)

第8条 指導者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動において、運営団体等の指揮監督を受け、その指示に従うこと。
- (2) 生徒個人の人格を尊重し、教育的配慮に十分留意した上で指導に当たること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (4) 職務の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為をしてはならないこと。

(研修)

第9条 運営団体等は、指導者に対し、適正な地域クラブ活動が行われるよう定期的に研修を行うものとする。

(活動時間)

第10条 1日の活動時間は、学校の休業日において3時間程度とする。

2 休日は、1日以上を休養日とする。（大会等で休日に連続の活動を行う場合は、その限りでない。）

3 気象庁の熱中症警戒アラートが発せられた場合は、活動を行わない。

（指導状況の報告）

第11条 運営団体等は、指導者が指導を行った月の翌月の10日までにスポーツ指導者及び文化芸術指導者指導状況報告（業務月報）（様式第10号）をコーディネーターに提出しなければならない。

（指導及び助言）

第12条 教育委員会は、本事業の適正な実施を確保するため、必要に応じて運営団体等及び指導者へ指導及び助言を行うものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

小川町教育委員会 宛て

申請者
団体の名称
代表者氏名
代表者住所
電 話 番 号

地域クラブ活動団体登録届出書

小川町地域クラブ活動実施要綱第 3 条の規定による登録を受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

1 団体の概要

団体名	
団体所在地	
電話番号	
設立年月日	年 月 日
構成員の人数	人 (うち指導者 人、生徒 人)
活動種目名等	
主な活動場所	

2 登録要件の確認

登録にあたり、次の要件のいずれも満たすことを確認しました。
(登録要件の□にチェックすること。)

☐ 生徒の自主的、自発的な参加により活動を行うこと。
☐ 加入する生徒が在籍する中学校並びに加入する生徒及びその保護者との連携及び協力が図られていること。
☐ 小川町立中学校に係る部活動の方針に準じた活動を行っていること。

3 添付書類

- (1) 会則、規則その他の実施主体の概要が分かる書類
- (2) 構成員の名簿
- (3) 加入する生徒の名簿
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

様式第 2 号（第 3 条関係）

地域クラブ活動団体登録簿

登録 番号	登録年月日	団体名	活動種目名等
	登録廃止年月日	主な活動場所	設立年月日
	代表者	氏名	電話
		住所	
	代表者	氏名	電話
		住所	
	代表者	氏名	電話
		住所	
	代表者	氏名	電話
		住所	
	代表者	氏名	電話
		住所	

様式第 3 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町教育委員会教育長

地域クラブ活動団体登録通知書

年 月 日付けで届出のあった地域クラブ活動団体登録について、
次のとおり登録したので、小川町地域クラブ活動実施要綱第 3 条の規定により通知
します。

登録番号	
登録年月日	年 月 日
団体名	
活動種目名等	
主な活動場所	
設立年月日	年 月 日
代表者名	
代表者住所	

様式第 4 号（第 3 条関係）

年 月 日

小川町教育委員会 宛て

団 体 名
代表者氏名

地域クラブ活動団体登録変更届出書

年 月 日付けで登録を受けた地域クラブ活動について、次のとおり登録した内容を変更したいので、小川町地域クラブ活動実施要綱第 3 条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 変更内容

変更内容	【変更前】	【変更後】
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

2 添付書類（変更の内容を記した書類等）

様式第 5 号（第 3 条関係）

年 月 日

小川町教育委員会 宛て

団 体 名
代表者氏名

地域クラブ活動団体登録廃止届出書

年 月 日付けで登録を受けた地域クラブ活動について、次のとおり廃止したいので、小川町地域クラブ活動実施要綱第 3 条の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

様式第 6 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町教育委員会教育長

地域クラブ活動団体登録廃止通知書

年 月 日付け 第 号で通知した地域クラブ活動団体登録について、次のとおり廃止したので、小川町地域クラブ活動実施要綱第 3 条の規定により通知します。

登録番号	
登録年月日	年 月 日
団体名	
活動種目名等	
主な活動場所	
設立年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

年 月 日

小川町教育委員会 宛て

団 体 名
代表者氏名

スポーツ指導者及び文化芸術指導者推薦書

小川町地域クラブ活動実施要綱第 5 条の規定により、次の者をスポーツ指導者（文化芸術指導者）に推薦します。

1 指導者の概要

氏 名	
住 所	
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）
職 業	
電話番号	
競技種目名等	
区分 該当する指導者の□に チェックすること。	☐ スポーツ指導者 ☐ 文化芸術指導者
推薦理由	

2 推薦要件の確認（運営団体等が記入すること。）

推薦にあたり、次の要件のいずれも満たしていることを確認しました。

（□にチェックすること。）

- ☐ 人格識見が高く、社会的信望があり、地域クラブ活動に十分な理解を有していること。
- ☐ 部活動を指導する能力を有し、実技の指導力に優れていること。
- ☐ 品行方正かつ志操堅固であること。
- ☐ 委嘱を受けた日の属する年度の4月1日時点で18歳以上の者（高等学校若しくはこれに準ずる学校に在籍するものを除く。）であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できるものであること。

3 遵守事項及び同意事項の確認（指導者が記入すること。）

(1) 登録にあたり、次の遵守事項を遵守いたします。（□にチェックすること。）

(2) 登録にあたり、次の同意事項に同意します。（□にチェックすること。）

【遵守事項】

- ☐ 地域クラブ活動において、運営団体等の指揮監督を受け、その指示に従うこと。
- ☐ 生徒個人の人格を尊重し、教育的配慮に十分留意した上で指導にあたること。
- ☐ 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ☐ 職務の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

【同意事項】

- ☐ 小川町教育委員会が小川町地域クラブ活動を実施するにあたり、上記「1 指導者の概要」に記載されている私の個人情報を当該事業に関係する中学校及び地域クラブ活動実施主体に情報提供することに同意します。

年 月 日

署名 _____

4 添付書類（履歴書）

様式第 8 号（第 5 条関係）

スポーツ指導者及び文化芸術指導者登録簿

登録 番号	氏名	競 技 種目名等	指導者 区 分	所 属 団体名	委嘱年月日
					解嘱年月日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日

第 号
年 月 日

様

小川町教育委員会教育長

スポーツ指導者及び文化芸術指導者登録通知書

年 月 日付けで推薦のあったスポーツ指導者及び文化芸術指導者について、次のとおり登録したので、小川町地域クラブ活動実施要綱第 5 条の規定により通知します。

氏 名	
住 所	
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）
電話番号	
競技種目名等	
区分 該当する指導者の□に チェックすること。	☐ スポーツ指導者 ☐ 文化芸術指導者
登録番号	
委嘱年月日	年 月 日

スポーツ指導者及び文化芸術指導者指導状況報告（業務月報）

					確認者				
作成日									
氏名		Ⓔ							

令和 年 月 分					合計	10進法		時間単価	
						平均人数		合計金額	
勤務日時				10 進法	勤務場所	参加人数	業務内容		対象金額
	【勤】	～							
	【休】	～							
	【除】	～							
	計								
	【勤】	～							
	【休】	～							
	【除】	～							
	計								
	【勤】	～							
	【休】	～							
	【除】	～							
	計								
	【勤】	～							
	【休】	～							
	【除】	～							
	計								
	【勤】	～							
	【休】	～							
	【除】	～							
	計								
特記事項									